

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：岐阜県 下呂市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	74.2%
全職員	71.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	99.0%
本庁課長相当職	98.3%
本庁課長補佐相当職	93.9%
本庁係長相当職	93.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	97.0%
31～35年	93.4%
26～30年	92.0%
21～25年	90.6%
16～20年	96.9%
11～15年	81.7%
6～10年	91.3%
1～5年	95.6%

【説明欄】

- ・扶養手当について、総額に占める男性の割合は「83.8%」である。
- ・会計年度任用職員（パートタイム）における女性の割合は「78.2%」であり、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。